

過疎地域自立促進特別措置法による優遇措置について

○特別償却制度

蓬田村における所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、村内で個人又は法人が製造業等の設備等を新增設して事業の用に供した場合、所得税及び法人税に係る特別償却が認められます。

・内容

取得価格：2,000万円超

対象事業：製造業、旅館業（建物及び付属設備のみ）、農林水産物等販売業

特別償却率：建物及び付属施設 6/100 機械及び装置：10/100

適用期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間

○事業用資産の買換えの特例

過疎地域における産業の振興を図るため、村外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、村内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べが認められます。

・内容

譲渡益の一部（80%）について、所得税・法人税の課税を繰延べ

適用期間：所得税：平成32年12月31日まで、法人税：平成32年3月31日まで

○不動産取得税・事業税の課税免除

蓬田村内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について不動産取得税及び事業税の課税免除が認められます。

・内容

対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業

取得価格：2,700万円以上

適用期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間

免除期間：不動産取得税は取得時、事業税は最初に免除を行った年度から3年間

※ 土地に対する不動産取得税の免除は、土地の取得後1年以内に建物の建設着手がある場合に限りです

○固定資産税の課税免除

蓬田村内において一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業及び農林水産物等販売業について固定資産税の課税免除が認められます。

・内容

対象事業：製造業、旅館業、農林水産物等販売業

取得価格：2,700万円以上

適用期間：平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間

免除期間：最初に免除を行った年度から3年間